

平成21～25年度男女共同参画プラン実施計画書

(改訂版)

平成21年7月

我孫子市市民生活部 市民活動支援課 男女共同参画室

平成21～25年度に実施する事業及び内容

1. 実施事業の概要

平成21～25年度男女共同参画推進事業は、男女共同参画プラン(平成21～30年度)に基づいて実施するものである。

この計画の推進にあたっては、「我孫子市男女共同参画審議会」の意見を尊重しつつ、「我孫子市男女共同参画プラン推進本部」が進行管理を行う。

2. 実施事業及び内容

目標Ⅰ あらゆる分野に男女が参画する制度をつくる

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

施策(1)政策・方針決定過程への女性の参画を図る

施策の概要 ②事業者に対して政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかける。

1 自治会、まちづくり協議会等における女性の参画の働きかけ	自治会、まちづくり協議会等に女性役員の登用を働きかける。 (市民活動支援課)
2 自主防災組織における女性の参画の働きかけ	自主防災組織における女性役員の拡大を働きかける。 (市民安全課)
3 事業者等における男女共同参画への取組みの働きかけ	市内事業所の男女共同参画の取組みについて情報紙等に掲載するなどを通して、事業所における男女共同参画への取組みを働きかける。 (男女共同参画室)
4 農業・農村男女共同参画の推進	農業における女性の経営参画や能力開発を促進するための、技術講習会の実施や家族経営協定の締結促進に取組み、地域社会や農業経営に積極的に参加できるように事業を展開する。 (農政課)

施策(2)自らの能力を高める

施策の概要 ①自らの能力を高めるための学習機会を提供する。

5 男女共同参画に関するビデオの収集・周知・提供	男女共同参画に関する視聴覚資料の収集・周知・提供をする。 (生涯学習課)
6 図書館男女共同参画コーナーの充実と利用促進	市民図書館の男女共同参画コーナーの充実と利用促進を図る。 (図書館)

施策の概要 ②男女共同参画を進める市民及び団体と連携を図る。

7 市民団体の男女共同参画に関する企画事業の支援	市民団体等が実施する男女共同参画に関連する事業に共催・後援等をして連携を図る。 (男女共同参画室)
--------------------------	--

主要課題2 男女平等の視点での意識改革と社会制度の見直し

施策(3)社会制度や慣習を見直し男女平等意識を形成する

施策の概要 ①固定的な性別役割分担意識の解消を促す。

8 男女共同参画に関する学習講座	市民カレッジ「女性魅学コース」「男塾」講座において、男女共同参画に関するテーマを組み込み実施する。 (生涯学習課)
9 男女共同参画講演会	男女共同参画月間に講演会等を実施する。 (男女共同参画室)

施策の概要 ②家事、育児、介護等への男女共同参画を促す。

10 認知症の方の家族の集い	認知症の方の家族の集いに参加することにより、同じ悩みを抱える家族間の交流を図り、また、日頃の悩みや介護の方法など情報交換や助言を行うことにより、家族の負担を和らげ、不安を解消し、認知症高齢者とその家族が安心して暮らすことができるようにする。 (介護支援課)
11 育児体験教室	「元気フェスタ」において育児体験学習を実施する。 (健康づくり支援課)
12 しあわせママパパ学級	妊娠20週～27週の妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・育児について考える機会として学級を実施する。 (健康づくり支援課)
13 教育相談	教育相談、発達相談、就学相談において、母親中心の子育てから父親も一緒に考え子育てに参加する基盤を支える。 (教育研究所)
14 父親対象の育児に関する学級	のびのび親子学級(2歳児、3歳児コース)で「お父さんといっしょ」のテーマを設定して父親の育児参加の学習機会を設ける。 (生涯学習課)

施策の概要 ③男女共同参画に関する情報・資料の収集と提供を行う。

再掲 6 図書館男女共同参画コーナーの充実と利用促進	市民図書館の男女共同参画コーナーの充実と利用促進を図る。 (図書館)
15 男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に向けた取組み、千葉県民共生センター及び市の講座・講演会等の情報収集と提供を行なう。 (男女共同参画室)

16 男女共同参画宣言都市の周知	男女共同参画月間(6月)に合わせて庁舎に横断幕を設置し、イベント開催時には関連パンフレット等を配布する。また、全国宣言都市の会合に参加する。 (男女共同参画室)
------------------	---

施策の概要 ④男女共同参画に関する相談等ができる拠点づくりを進める。

17 男女共同参画に関する相談	男女共同参画の推進に関する相談を行なう。 (男女共同参画室)
18 男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画情報紙「かがやく」を、市民スタッフと職員で構成した「情報紙編集会議」で企画・編集・発行する。自治会の協力を得て回覧する。 (男女共同参画室)

目標Ⅱ 人権が尊重される社会をつくる

主要課題3 男女の人権が尊重される社会づくり

施策(4)男女間のあらゆる暴力をなくす

施策の概要 ①被害者に対する相談等の支援体制を整備する。

19 法律相談	日常生活の中で起こった悩みごとへの相談に応じるため弁護士による無料法律相談を実施する。なお、相談員に女性弁護士2名を加え、女性が相談しやすい環境を整える。 (秘書広報課)
20 DV相談	DV相談窓口を充実すると共に、配偶者暴力相談支援センター等関係機関・関係課が連携して対応する。 (福祉相談課)
21 民間一時保護施設への支援	民間のシェルターに対して、運営補助をすると共に連携を図る。 (福祉相談課)
22 人権相談	男女共同参画の視点に立った人権相談及び啓発を行う。 (福祉相談課)
23 市営住宅への入居条件緩和	DV被害女性に対して、市営住宅への入居条件を緩和し、母子家庭と同様の資格で申し込みができる措置を講じる。 (建築住宅課)

施策の概要 ②暴力の発生を防ぐ、許さない環境をつくる。

24 「社会を明るくする運動」	「社会を明るくする運動」の趣旨を啓発し、犯罪の発生予防及び更生のための運動を推進する。 (福祉相談課)
25 社会的暴力の発生を防ぐ環境づくり	有害図書類自動販売機の実態調査、たて看板の撤去等をおして、社会的暴力の発生を防ぐ環境を作る。 (指導課)

施策の概要 ③職場におけるセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止する。

26 セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント相談	セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント窓口を充実すると共に、千葉県労働局（雇用均等室）等関係機関と連携して対応する。 (福祉相談課)
-------------------------------	--

施策(5)男女の人権を尊重する

施策の概要 ①人権尊重に基づく意識の啓発を図る。

27 差別ことばを使わない運動	人権相談や人権擁護委員の日及び人権週間等を通じて、人権について正しく理解する運動を展開する。 (福祉相談課)
-----------------	---

施策の概要 ②人権に関する相談体制を整備する。

再掲 22 人権相談	男女共同参画の視点に立った人権相談を行う。 (福祉相談課)
28 母子・婦人相談	母子家庭・寡婦の自立を支援するため、情報提供・相談・指導等を行なう。 (子ども支援課)
29 子ども総合相談	子どもに関するあらゆる相談（青少年の悩みを含む）を行なう。 (子ども相談課)

施策の概要 ③メディアにおける人権の配慮を図る。

30 屋外の違反広告物の撤去・指導	我孫子警察、千葉県柏整備事務所、東京電力、NTT等の関係機関と協力し実施する千葉県屋外広告物条例に基づく撤去・指導を通して、性の商品化に繋がるたて看板等違反広告物をなくしていく。 (道路課)
31 青少年に悪影響を与えるチラシ、ポスター、自動販売機をなくしていく運動	有害図書類自動販売機の実態調査、たて看板の撤去等とおして、社会的暴力の発生を防ぐ環境をつくる。 (指導課)

施策の概要 ④災害時等における女性の人権への十分な配慮をする。

32 女性の視点を盛り込んだ防災用品の整備	防災用品において、女性の視点から必要とされている品目が備蓄されているか点検・整備する。 (市民安全課)
33 女性の視点を盛り込んだ防災計画の整備	女性の視点を盛り込んだ防災計画となっているかを点検し、必要に応じて見直しを行なう。 (市民安全課)

34 女性消防団員の拡充	各種の災害において、女性の視点にたって、心のケアを含めた対応をする女性消防団員の拡充を図る。 (警防課)
35 婦人防火クラブの指導育成	火災予防の知識の習得や初期消火の訓練を行い、家庭及び地域の防火や防火知識の普及啓発を担う女性リーダーの指導育成を図る。 (予防課)

主要課題4 生涯を通じた男女の健康支援

施策(6)健康で豊かな生活を営むための支援をする

施策の概要 ①生涯を通じた健康支援を行う。

36 健康づくりうんどう教室	主に中高年を対象に市内3ヶ所の公園に設置したうんどう遊具を活用した運動と健康づくりに関する情報を提供する。 (健康づくり支援課)
37 骨粗しょう症・子宮がん等検診	骨粗しょう症・子宮がん・乳がん・前立腺がん検診を実施し、男女それぞれ特有の疾病やがんの早期発見・治療につなげる。 (健康づくり支援課)
38 乳幼児から高齢期までの健康診査	妊婦・乳児一般健康診査、幼児の健康診査、成人対象の健(検)診を実施する。 (健康づくり支援課)
39 健康手帳の交付	健康診査記録等健康管理と適切な医療確保のため男性40歳以上、女性20歳以上の者に健康手帳を交付し活用を周知する。 (健康づくり支援課)
40 健(検)診の啓発	各種がん検診等における受診券を送付すると共に、広報、保健センターご案内、保健センターだより、市ホームページにおいて、各種健(検)診の受診を促し、成人保健事業でも周知する。 (健康づくり支援課)

施策の概要 ②健康に関する正しい知識、情報の提供や相談を行う。

41 性に関する正しい情報の提供	パンフレットの配布・ポスター掲示により、性に関する正しい知識の普及を図る。 (健康づくり支援課)
42 性に関する相談	性や性感染症等についての相談を行う。 (健康づくり支援課)
43 妊娠・出産・育児期における健康支援	妊娠・出産・育児期における正しい知識の普及や相談・保健指導を行う。 (健康づくり支援課)

44 更年期における健康支援	更年期における正しい知識の普及や更年期に伴う疾病を予防するため予防教育を実施する。 (健康づくり支援課)
45 離乳食教室、後期離乳食教室	離乳期において保護者が適切な離乳食の実践方法を学ぶことにより乳児の健やかな発育・発達を助け、家族の食生活を見直す場を提供する。食習慣形成の手助けを行う過程を通じ、正しい知識を提供する。 (健康づくり支援課)
46 健康相談窓口	成人健康相談と母子健康相談を行なう。 (健康づくり支援課)
47 小・中学生への性教育及び青少年の性に関する相談	教育課程に位置づけた性教育を実施する。(理科、家庭科、保健体育、学級活動等) (指導課)

主要課題5 男女平等教育・学習の推進

施策(7)男女平等を推進する教育の充実を図る

施策の概要 ①学校教育における男女平等教育及び性教育を充実する。

48 男女平等の視点にたった教育	児童生徒・保護者に男女平等教育について、啓発を図る。 (指導課)
49 男女混合名簿の作成及び活用	男女混合での名簿の作成を継続的に行う。 儀式における呼名も男女とも「さん」づけを継続していく。 (学校教育課)

施策(8)男女平等を推進する生涯学習の充実を図る

施策の概要 ①男女平等を推進する生涯学習を充実する。

50 家庭教育学級で、男女共同参画の視点にたった講座	家庭教育学級で、同年齢の子どもを持つ保護者とのふれあいをとおして、親子関係や家庭の役割、男女共同参画に関して学ぶ学習機会を提供する。 (生涯学習課)
51 学習時における託児	市が主催する学級・講座・イベント等開催時は、子育て中の市民が参加できるよう託児を行う。 (関係課)
52 保育スタッフ	生涯学習センターを利用する子育て中の利用者のために、定期的に託児を行う。 (生涯学習課)
53 あびこ楽校出前講座	男女共同参画についての学習機会を提供する。 (生涯学習課)

施策の概要 ②地域生活を充実するための支援をする。

54 男性が参加できる家庭学講座(育児参加や介護講座等)	市民カレッジ「男塾」等を実施する。 (生涯学習課)
55 人材バンク	市民一人ひとりが、自分の力を活かすことで学習意欲を高めるため、人材を発掘し、地域社会で円滑に活用できる人材バンクを整備する。 (生涯学習課)

主要課題 6 国際的視野に立った男女平等の推進

施策(9)国際的視野に立った男女共同参画を推進する

施策の概要 ①世界の女性問題に関する情報の収集と提供の充実を図る。

56 世界の女性問題に関する情報の収集と提供	世界の女性問題に関する情報の収集と提供を行う。 (男女共同参画室)
------------------------	--

施策の概要 ②外国人が生活しやすい環境を整備する。

57 在住外国人の支援	外国人も暮らしやすい環境を整えるために、外国語での情報提供の充実や日本語能力の向上等を図り支援する。 (企画課)
-------------	---

目標Ⅲ 仕事と生活の調和ができる環境づくりを行う

主要課題7 自立した生き方ができる環境の整備

施策(10)男女の家庭生活、地域生活、職場生活等の調和を図る

施策の概要 ①女性の働く権利を守る。

58 関係機関と連携した男女雇用機会均等法等の周知	市内事業者に対して、商工会を通じてパンフレット等を配布し、周知をする。 (商工観光課)
---------------------------	--

施策の概要 ②育児・介護等の社会的支援を図る。

59 育児、介護休暇制度等の周知	市内事業者に対して、商工会を通じてパンフレット等を配布し、周知をする。 (商工観光課)
60 学童保育	各小学校敷地内に設置する学童保育室にスタッフを配置し、家庭保育が困難な児童の保育を行なう。 (子ども支援課)
61 一時保育	在宅育児家庭への育児疲れ解消、急病等の緊急事由に加え、短時間労働の増大等に伴う保育需要に対応するため、一時保育を実施する。 (保育課)

62 延長保育	全園で平日は午前7時から午後7時まで、土曜日は午前7時から午後5時まで延長保育を実施し、1園で午後9時までの保育時間の延長をしている。 (保育課)
63 保育園定員枠の拡大	女性の社会進出の増加や核家族化の進行に対応するため、保育需要の増加が著しい低年齢児童を中心に拡大を図る。 (保育課)
64 産休・育休明け保育予約	産休・育休明けから支障なく職場復帰ができるよう、あらかじめ入園を予約する事業を継続して実施する。 (保育課)
65 病児保育	家庭保育ができない病気回復期の子どもを一時的に医療機関で預かる事業を継続して実施する。 (保育課)
66 休日保育	日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要への対応を図る。 (保育課)
67 子どもの遊び場（つどいの広場）	在宅で子育て中の親子を支援するため、市内5施設が連携をとり、子育てを支援する。 (保育課)
68 ファミリーサポートセンターの充実	子どもを持つ全ての人々が安心して子育てできる環境を目指して、提供会員及び利用会員の登録を促進するとともに、提供会員の確保と研修を充実し、事業推進のための体制を強化する。 (保育課)
69 あかちゃんステーションの促進	乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるようにするため、気軽に授乳やおむつ替えができる場の設置の促進を図る。 (保育課)
70 介護予防教育	「介護予防」に対する意識を高め、知識を深めることにより、高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を住み慣れた地域で送れるように支援する。 (介護支援課)
71 お元気コール	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に対し、定期的な電話により生活上の不安を解消し、安否の確認を行う。 (介護支援課)
72 緊急通報システム	在宅のひとり暮らし高齢者などを主な対象に、ボタンひとつで消防署に繋がる機器を貸し出し、緊急による救助活動を行う。また、在宅介護支援センターが、健康相談などを随時行い、日常生活上の不安などの解消を図る。 (介護支援課)
73 軽度生活援助	日常生活を営む上で支障のある高齢者のために、居宅周りの手入れ、軽微な修繕などの日常生活上の援助を行い、高齢者の自立の促進を図る。 (介護支援課)

74 配食サービス	日常生活を営む上で支障のある高齢者が、自立した健康的な日常生活を営むことができるように栄養のバランスのとれた夕食の提供及び安否の確認を行う。 (介護支援課)
75 集団健康教育	寝たきりの原因となる生活習慣病や骨折転倒予防などについて正しい知識の普及を図り、自立と生活の質の向上を支援するため講師を派遣する。 (介護支援課)
76 高齢期訪問指導	高齢者とその家族の健康状態、生活実態を把握し、個々の抱える課題を明らかにすることにより疾病および介護予防についての効果的な助言を行う。 (介護支援課)
77 個別健康相談	高齢者及び介護者の心身の健康に関する相談に対し、個々の抱える問題に応じて適切な助言に努め、また要援護者等に対し、必要とする保健・医療・福祉サービスに結びつける。 (介護支援課)
78 老人福祉センター健康相談	相談者が健康に関する知識を深め、不安の解消や軽減を図ることにより、健康の自己管理、健康維持ができるようにする。 (介護支援課)

施策の概要 ③男性の家庭生活、地域生活への参画を進める。

再掲 53 男性が参加できる家庭学講座(育児参加や介護講座等)	市民カレッジ「男塾」等を実施する。 (生涯学習課)
79 地域活動インターシップ・プログラム	男性も女性も気軽に地域での活動を始められるよう、市民活動団体やボランティアの情報を提供する。また、希望者には、団体や福祉施設での活動を実際に体験できるプログラムを実施する。 (市民活動支援課)
80 あびこ市民活動ステーションの運営	市民活動を支援するため、場の提供(会議スペース、フリースペース、作業室等)や情報の提供(掲示板や情報ラックの設置、関連図書やビデオの閲覧・貸出など)を行う。 (市民活動支援課)
81 空き店舗を活用した「お休み処」	高齢者が気軽に集える場所を提供することにより、高齢者の閉じこもりを予防すると共に、地域での交流を促進し、健康で生きがいのある生活を支援する。 (介護支援課)
82 老人クラブ活動	老人クラブ等の活動を支援すると共に、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。 (介護支援課)

施策(11)ひとり親家庭等を支援する

施策の概要 ①ひとり親家庭の親等に対して必要な支援をする。

83 女性の就業支援	母子家庭の母親が、就職、転職、雇用の安定に向けた職業機能の向上のための教育訓練講座を受講した場合に受講料の助成をする。 (子ども支援課)
84 ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭へ経済的支援を行う。 (子ども支援課)

主要課題8 職場における男女平等の確立

施策(12)職場における男女平等を確立する

施策の概要 ①「男女雇用機会均等法」等法律の周知を図り、誰もが働きやすい労働環境を整備する。

再掲 57 関係機関と連携した男女雇用機会均等法の周知	市内事業者に対して、商工会を通じてパンフレット等を配布し、周知をする。 (商工観光課)
-----------------------------	--

●市役所（内部）を対象とした事業

目標Ⅰ あらゆる分野に男女が参画する制度をつくる

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

施策(1)政策・方針決定過程への女性の参画を図る

施策の概要 ①行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。

事業	内容
① 審議会等への女性委員の登用	「審議会等委員の選任に関する基準」を周知・徹底し、審議会委員等の女性委員割合40%を目標とする。 (秘書広報課・全課)
② 行政委員会への女性委員の登用	行政委員会委員への女性の登用を図る。 (秘書広報課・関係課)
③ 市女性管理職の登用	各種研修、幅広い職務経験を積める人事配置を通じて、資質向上及び人材育成を図り、女性の係長・主査長職への積極的な登用、管理職に占める女性職員の割合20%を目標とする。 (総務課)
④ 女性の人材発掘と登録制度	委員登用時の参考とするため、審議会等委員名簿を整備し、女性の人材活用に役立てる。 (秘書広報課)

主要課題2 男女平等の視点での意識改革と社会制度の見直し

施策(3)社会制度や慣習を見直し男女平等意識を形成する

施策の概要 ①固定的な性別役割分担意識の解消を促す。

⑤ 男女共同参画に関する職員対象研修	男女共同参画への理解を深めるため、市職員を対象とした研修を実施する。 (総務課)
--------------------	---

目標Ⅱ 人権が尊重される社会をつくる

主要課題3 男女の人権が尊重される社会づくり

施策(4)男女間のあらゆる暴力をなくす

施策の概要 ③職場におけるセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止する。

⑥ セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント相談窓口	「職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、市職員向け相談窓口を設置し、パワー・ハラスメントの相談も扱う。 (総務課)
⑦働く女性の悩み、心の相談	市職員向けに、働く女性の悩み、心の相談事業を充実する。 (総務課)

主要課題5 男女平等教育・学習の推進

施策(7)男女平等を推進する教育の充実を図る

施策の概要 ②教育関係者の男女平等教育研修を充実する。

⑧ 学童保育室における男女共同参画の推進	スタッフに対して、男女共同参画に関する研修を実施する。 (子ども支援課)
⑨ 教職員の男女平等に関する研修	学校教育において、性別にとらわれない個性を尊重した教育を行うために、教職員に対して研修を実施する。 (指導課)

目標Ⅲ 仕事と生活の調和ができる環境づくりを行う

主要課題7 自立した生き方ができる環境の整備

施策(10)男女の家庭生活、地域生活、職場生活等の調和を図る

施策の概要 ①女性の働く権利を守る。

⑩ 働く女性の悩み、心の相談	市職員向けに、メンタル・ヘルスの相談業務を民間相談所に委託すると共に、研修を実施する。 (総務課)
----------------	--

施策の概要 ②育児・介護等の社会的支援を図る。

⑪ 子ども総合計画の推進	次世代育成支援対策推進法に基づいた「子ども総合計画」を推進するため、課題の協議や調査・研究を行なうなど、我孫子らしい子ども行政の確立に向けて計画を推進する。 (子ども支援課)
--------------	--

施策の概要 ③男性の家庭生活、地域生活への参画を進める。

⑫ 育児休業・介護及び看護休暇の男性取得	市職員に対して、育児休業・介護及び看護休暇について情報提供を行い、男性の取得を推進する。 (総務課)
⑬ ボランティア休暇	市職員に対して、ボランティア休暇制度のさらなる周知と取得日数の向上を図る。 (総務課)
⑭ 家庭生活、地域生活、職場生活等の調和ができる環境の整備	市職員に対して、特定事業主行動計画に基づき、男女とも家庭、地域、職場生活が調和できるよう環境を整備する。 (総務課・消防本部・水道局・教育委員会他行政委員会)

目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりの推進体制を充実する

主要課題9 推進体制の充実

施策(13) 推進体制を充実する

施策の概要 ①男女共同参画プランの進行管理の充実を図る。

⑮ 男女共同参画プランの進行管理	男女共同参画プラン推進本部のもと、体制を強化し、男女共同参画審議会の意見等を尊重して、男女共同参画プランを推進する。 (男女共同参画室)
------------------	---

施策の概要 ②市民、事業者、市が連携し、推進体制の充実を図る。

⑯ 男女共同参画プランの推進体制の充実	男女共同参画プラン推進本部会議や男女共同参画審議会の開催及び市民、事業者、市が連携し体制を強化する。 (男女共同参画室)
---------------------	---

施策の概要 ③国・県との連携を図る。

⑰ 国、県との連携	国、県、宣言都市自治体と連携を図り、男女共同参画社会の推進を図る。 (男女共同参画室)
-----------	--